

三井住友海上火災保険株式会社と横浜市が 「地域活性化に関する包括連携協定」を締結

横浜市では、市民や企業など、様々な担い手の皆様との対話を進め、それぞれが持つ資源やノウハウを活用することにより、新たな価値を創造し、社会や地域の課題、行政課題の解決を図る「共創」の取組を進めています。

このたび、横浜市（市長 林 文子）と三井住友海上火災保険株式会社（東京都千代田区、取締役社長 原 典之、以下「三井住友海上」）は、SDGs、地域産業の振興、健康増進・健康経営、交通安全、災害対策等、6つの分野において、相互に連携を強化し、地域の活性化や市民サービスの向上を図ることを目的として、10月17日に包括連携協定を締結しました。

この協定を契機として、三井住友海上と横浜市は、SDGsの実現、地域の活性化など、行政課題解決に向けた取組を実施していきます。

経緯

三井住友海上は、みなとみらい21地区58街区に建設中の複合施設「横濱ゲートタワー」（オフィス、商業、にぎわい施設等）の事業主体の一者であり、令和3年秋頃（予定）の竣工後は、オフィスの一部に同社横浜支店が入居して自社利用する予定です。これを契機に横浜市と連携して、SDGs達成に向けた取組により、市内企業の持続的な成長・発展をサポート、災害に強いまちづくり等にも寄与したい旨を共創フロント（※1）にご提案いただき、包括連携協定を締結する運びとなりました。

※1 共創フロントとは

行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案受付窓口です。

[HP] <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/front.html>

地域活性化に関する包括連携協定の対象分野

1. SDGsに関すること
2. 地域産業の振興に関すること
3. 健康増進・健康経営に関すること
4. 交通安全に関すること
5. 災害対策に関すること
6. その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること

MS&AD

三井住友海上

主な取組内容

協定を締結した様々な分野について、時機を捉えて取組を進めていきます。

▶ SDGs に関すること

三井住友海上及びグループ企業を持つ様々なノウハウや資源を活用し、セミナーや講師派遣、ビジネスマッチング等を通じて、**市内企業のSDGs達成による価値向上や、競争力強化の実現を強力に支援**します。

◎取組項目例

- ・人権・労働、環境、公正な事業慣行、製品・サービス、社会貢献・地域貢献、組織体制等に関するセミナー・講師派遣
- ・ヨコハマSDGsデザインセンター（※2）と連携した企業間のマッチング 等

※2 ヨコハマSDGsデザインセンター

「SDGs 未来都市・横浜」の実現を目指し、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図る、横浜型「大都市モデル」の創出に向け、多様な主体との連携によって自らも課題解決に取り組む中間支援組織

[HP]<https://yokohama-sdgs.jp/>

▶ 地域産業の振興に関すること

- ・「イノベーション都市・横浜」（YOXO）（※3）の推進に向け、横浜市が関内地区に開設する**ベンチャー企業成長支援拠点「YOXO BOX」**における取組を支援します。三井住友海上やグループ企業が保有するデータや、経営支援、リスク分析、保険、事業資金の調達などのノウハウを活かし、**ベンチャー企業等の経営やイノベーション創出のサポート**を行います。
- ・市内企業に対し、想定されるリスクを基に、BCP（事業継続計画）策定の助言やセミナーを実施します。

※3 イノベーション都市・横浜（YOXO）

企業や大学等との連携を促進し、研究者・技術者、企業家、学生など多様な人材が、組織を超えてネットワークを広げ、新たなイノベーションを横浜から創出すること。こうした取組により、国内外から人や企業が集い、街ぐるみでイノベーションを生み出すビジネスエリアを目指す。

▶ 健康増進・健康経営に関すること

健康経営の普及・啓発のため、市内事業所等へ「横浜健康経営認証」の紹介や、セミナー等を開催し、市内で働く方の健康を推進します。（令和元年8月7日に市内企業向け「健康経営セミナー」開催済み）

▶ 交通安全に関すること

自転車の安全な利用を促進するため、**自転車利用上のルールやマナーを啓発**するウェブコンテンツの作成を検討中です。

また、県条例により加入が義務化された**自転車保険（個人賠償責任保険）**を普及啓発します。

▶ 災害対策に関すること

災害発生時には、三井住友海上横浜支店が入居予定のみなとみらい21地区58街区の複合施設「横濱ゲートタワー」の共有フロアを、**帰宅困難者一時滞在施設として提供**するほか、地域の防災に寄与できるような対策を「横濱ゲートタワー」の共同事業者と共に検討していきます。

▶ その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること

三井住友海上の社員である、アスリート・パラアスリートと連携し、様々な社会貢献の取組を検討していきます。

お問合せ先

政策局共創推進課 担当課長 森脇 美也子 Tel 045-671-4392

横浜市と三井住友海上火災保険株式会社との 地域活性化に関する包括連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を協力して実施するものとする。

- （1）SDGs に関すること
- （2）地域産業の振興に関すること
- （3）健康増進・健康経営に関すること
- （4）交通安全に関すること
- （5）災害対策に関すること
- （6）その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定めることとする。

（協定の変更及び解除）

第2条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、両者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙より書面による解約の申し出がない場合は、本協定と同一内容で更に1年継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、協力事項の検討、実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

（疑義などの決定）

第5条 本協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、別途定める。また、甲乙間で本協定の解釈などにつき疑義又は紛争が生じた場合は、両者誠意を持って協議し、解決に努める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月17日

甲 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長 原 典之